

# 津山市立加茂小学校 いじめ問題対策基本方針

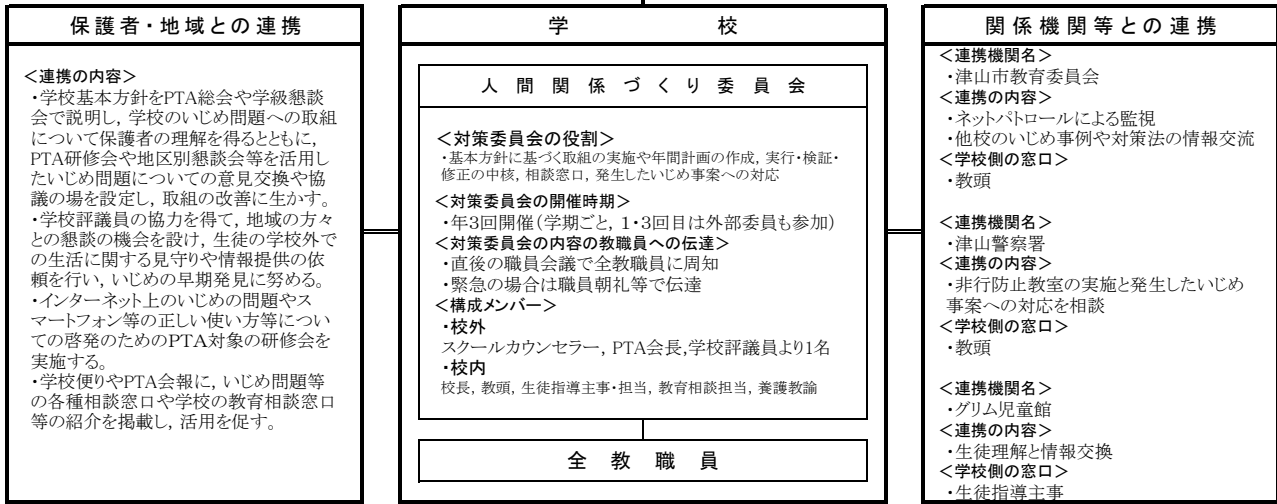
平成29年度

## めざす子ども像

- 心豊かで、主体的に学び、たくましく生きる子ども
- ・豊かな心を持ち、個性を伸ばすことができる子ども
- ・自他の人権を尊重し、互いを認め合える子ども
- ・自ら考え、判断し行動することのできる子どもの育成

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも教育相談担当者、養護教諭も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
  - ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や自己肯定感、充実感を得られる学校づくりを進める。
  - ・いじめの早期発見のためにアンケートを実施するとともに、学期ごとに教育相談を行い、得られた情報の共有化を図る。
  - ・児童のインターネット等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
- <重点となる取組>**
- ・道徳や学級活動・児童集会において規範意識を高め、自己有用感、自己肯定感を感じられる学校づくりを進める。
  - ・「いじめについて考える週間」において、児童会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
  - ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
  - ・ネットを介してのいじめを防止するために、安易に情報を発信することの危険性と、適切に利用できる力や責任感を育てるための情報モラルに関する授業を行う。



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>(教職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指導力向上のための研修として、構成的グループエンカウンター、集団づくり、QUの活用、児童生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修を行う。</li> </ul> <p>(児童会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月行う児童集会において規範意識の高揚、人権意識を高め、自己有用感や自己肯定感を得られるような取組を行う。</li> <li>・「いじめについて考える週間」において、児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。</li> </ul> <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や自己肯定感、充実感を感じられる学校づくりを進める。</li> <li>(自己有用感をたかめる取組)</li> <li>・行事の後や学期のまとめの時期に、児童の活躍した場面や長所を互いに探し、伝え合う取組を進める。</li> </ul> <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上のいじめを防止するために、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において系統的に行う。</li> </ul>
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年2回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。</li> <li>・日々の日記指導や作文指導の中で、児童が発するサインを早期につかみ、必要に応じて情報の共有化を図る。</li> </ul> <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員をはじめスクールカウンセラーにも相談できることを児童に周知する。</li> <li>・全ての教員が児童の変化に気を配りつつ、適切な声かけを行い、児童がいじめを訴えたり、相談したりしやすい体制を整える。</li> </ul> <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の気になる変化や行為があった場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。</li> </ul> <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童生徒の様子を見つめるためのポイントをPTA総会・学級懇談会・地区懇談会等で伝え、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。</li> </ul>
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。</li> </ul> <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。場合によっては、関係機関と連携をはかる。また、必要に応じてケース会議を開き、すみやかな対応を行う。</li> </ul> <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童の精神的ダメージからの回復と、児童の自立を最優先に考え、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。</li> </ul> <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。同時に、周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握する。また、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。場合によっては、関係機関との連携をはかる。</li> </ul>

---